登録電気工事業の廃止の届出について

電気工事業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければなりません。

1 廃止の届出に必要な書類

- (1) 電気工事業廃止届出書(様式第12)
- (2) 登録電気工事業者登録証
 - ※ 紛失などにより登録電気工事業者登録証を返納できない場合は、登録電気工事業者登録証紛失届出書を 提出してください。
 - ※ 失った登録電気工事業者登録証を発見したときには、遅滞なく返還してください。

2 届出方法

上記の必要書類をそろえて、下記まで持参または郵送してください。

郵送先 〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム 計量検定グループ

電話

082-513-3335 (ダイヤルイン)

FAX 082-223-6314

手続きについての問い合わせも上記で受け付けます。

受付時間:8時30分~12時 13時~17時15分(土・日・祝日を除く)

電気工事業廃止届出書

×整理番号		
× 受理年 月日		
年	月 日	

広島県知事様

(〒 -) 住 所 ふりがな 氏名または名称 法人にあっては 代表者の氏名 電 話

電気工事業を廃止しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第11 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日および登録番号

年 月 日 広島県知事第 号

2 電気工事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

⁽備考)1 ×印の項は、記載しないこと。

² 交付されている登録証を添付してください。

登録電気工事業者登録証紛失届出書

年 月 日

広島県知事様

住 所 氏名又は名称 法人にあっては 代表者の氏名

登録電気工事業者登録証を紛失しましたので、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 紛失年月日